

「存じずかた」のバリエーション

支え合い、助け合うことでバリアをなくし、より良い社会を築き上げましょう。

「存じずかた」とは

このころのバリエーションは、障がいのある方や高齢の方だけでなく、すべての方の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア(障壁)を取り除くことです。

福祉のまちづくりを進めるためには、建築物、道路などの整備を進めるだけでは十分とはいえません。

整備したバリアフリー施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供などの対応を進めるとともに、障がいのある方や高齢の方などへの無理解、偏見、差別をなくしていくことなど、このころのバリアフリーが必要です。

困っている方や大変そうな方に気づいて、同情したり、一方的に援助したりすることが、必ずしも良いとは限りません。

相手の気持ちを尊重しながら、困ったときには気軽に「どうしましたか」「少し手伝ってもらえませんか」と言い合える、お互いさまの関係を築くことが、より良い社会への第一歩につながります。

相手の立場になって考えましょう

障がいなどの種類によって注意しなければならないポイントや援助の内容が異なります。

車いすを利用している方

歩けない方や歩くのが大変な方は車いすを使っています。車いすは、道などに段差があると乗り越えることが困難です。

また、階段は昇れないので、エレベーターが必要です。困っている方がいたら、「何か手伝うことはありますか」と声をかける勇気が大切です。

聴覚に障がいのある方

聴覚障がいといっても、聞こえない、わずかに聞こえるなど、聞こえ方の程度はさまざまです。

聞こえなくなった年齢も異なり、生まれたときから聞こえない方は、話すことが難しく、発音が明瞭でない方もいます。

また、途中から聞こえなくなった方は、話すことができるので、聞こえないことを理解してもらえないことがあります。

緊急時の放送が聞こえず、不安な場合があるので、電光表示や筆談で情報を知らせることが安心へとつながります。

視覚に障がいのある方

視覚障がいには、視力障がい、視野障がい、色覚障がい、光覚障がいがあります。

音声や点字表示などの視覚情報を代替する配慮や、点字ブロックの上など通路の通行

の妨げになるものを置かないなど周囲の協力が必要です。

精神障がいのある方

精神障がいのある方は、一般的に不安を多くもっているため、緊張したりすることが多く、日常生活を送るうえで困難を感じる場合があります。

精神障がいには、いまだに誤解や偏見が残っています。正しい理解や周りの方が広く温かい心で接することが、日常生活を送るうえでの困難さを少しでも解消することにつながります。

知的障がいのある方

知的障がいの方は、知的な発達に遅れがあり、自分の生活を社会に合わせていくのが難しい場合があります。

また、特別なこだわりもつたり同じ行動を繰り返す場合もあります。

その方にあつたコミュニケーションの方法を見つけ、社会生活を援助する手だてがあれば、さまざまな機会が広がる可能性があります。

難病・内部障がいのある方

難病とは、原因が分からず、治療方法の確立されていない病気や、慢性的で社会生活を送るうえで困難のある病気をいいます。

また、内部障がいは、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸といった体の内部にある臓器などの障がいをい

問障がい福祉課 ☎4208

います。こうした障がいのある方は、疲れやすかったり、何らかの生活補助用具を使ったりしているため、生活での制約が多くあり、通院が欠かせません。

内部障がいのある方は、外見では障がいがあることが分からないため、周囲の配慮が普段の暮らしや仕事への従事につながります。

障がい者差別解消法

4月1日から障がい者差別解消法が施行されています。

この法律は、行政機関や会社などの民間事業者での「障がい者による差別」をなくし、すべての方が、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるために制定されました。

「障がいを理由とする差別」とは

障がいのある方に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会の提供を拒否すること、場所・時間などを制限すること、障がいのない方には付けない条件を付けることなどにより、障がいのある方の権利、利益を侵害することです。

例えば、交通機関の乗車・飲食店での入店の拒否や住まい関係での「障がい者お断り」の表示などです。

対象となる「障がいのある方」とは

障がい者手帳を所持している方だけでなく、身体障がいのある方、知的障がいのある方(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある方で、障がいや「社会的障壁」によって日常生活や社会生活が困難になっている方すべてが対象です。

「社会的障壁」とは

障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもので、次のようなことをいいます。

「社会的障壁」の例

- ・ 通行、利用しにくい施設、設備など
- ・ 利用しにくい制度など
- ・ 障がいのある方の存在を意図していない慣習、文化など
- ・ 障がいのある方への偏見

「道路の段差

3センチメートル程度の段差でも車いすは進めなくなりやすくなります。

「合理的配慮の提供」とは

障がいのある方は、社会の中にある障壁によって生活しづらい場合があります。この障壁を取り除くために、行政機関やお店・会社などの民間事業者は、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)が求められます。

合理的配慮の例

- ▼ 交通機関
電車などに乗る車いすの方を駅員などが手助けすること
- ▼ 視覚障がいのある方
書類などの内容を読み上げながら説明すること
- ▼ 聴覚障がいのある方
筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をすること



障がい者差別解消法で守らなければならないこと

障がいのある方への不当な差別的取り扱い	障がいのある方への合理的配慮
<p>禁止</p> <p>障がいのある方に対して不当な差別的取り扱いが禁止されています。</p>	<p>法的義務</p> <p>障がいのある方に対して合理的配慮を行わなければなりません。</p> <p>努力義務</p> <p>障がいのある方に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。</p>
<p>国の行政機関・地方公共団体など</p> <p>民間事業者など 民間事業者には、個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれる</p>	

障がい者施設で発生した事件について

7月26日に神奈川県相模原市の障がい者支援施設で複数の障がい者が死傷する事件が発生しました。報道によると、容疑者は障がい者に差別的な発言を繰り返した結果、凶行に及んだとのことです。すべての人に等しく人権があります。障がいの有無によって差別されることは、絶対にあってはなりません。障がいのある方への無理解、偏見、差別をなくし、バリアのないより良い社会を目指しましょう。